

## 避難行動要支援者対策に関するQ A

NO	質問事項	基本回答
1	<p>これまで、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」があった。今回の2つの取組指針は、これを全面的に改定して策定したものとのことだが、既存のガイドラインは廃止されたという扱いでよいか。</p>	<p>その理解で差支えない。</p> <p>平成25年3月の「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」及び「避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会」の報告書及び平成25年6月の災害対策基本法の改正内容を踏まえ、避難行動要支援者関係は全面改訂、避難所関係は新規策定というかたちになる。</p>
2	<p>避難行動要支援者名簿の出力形式や管理方法の規定はあるか。</p>	<p>出力形式については特段規定していないので、様式は任意であるが、情報が個々の部局にあるのではなく、集約して管理されているということが必要であると考えている。</p>
3	<p>第49条の10第2項にある「避難支援等を必要とする事由」として障がい等級を記載する必要はあるか。</p>	<p>「避難支援等を必要とする事由」とは、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由等の障がいの種類及びその程度、要介護状態区分などの要支援者個人の避難能力に関する事項のほか、同居親族の有無等といった避難支援等を特に必要とする理由の概要を指すものであり、災害発生時における緊急的な避難支援等の実施に当たり、必要な人員数や支援方法等を的確に判断する上で必要となる情報である。</p> <p>上記を踏まえ、自治体において障がい等級を記載するか否かも含め、判断いただきたい。</p>
4	<p>現在、民生委員の担当区ごとに名簿を作成している。自治体が決めた要件が記載されている名簿であれば、このような方法でも問題ないと理解してよいか。</p>	<p>改正法第49条の10第1項で定める「避難行動要支援者名簿」の作成は市町村長の義務であることから、その要件を満たす形で市町村において作成するものである。</p>

NO	質問事項	基本回答
5	<p>改正前のガイドラインでいうところの「手上げ方式」「同意方式」で名簿掲載対象者となっていた者だけを地域防災計画に規定し、改正法に基づく避難行動要支援者名簿として作成することは可能か。</p> <p>(いわゆるこれまでの「関係機関共有方式」で把握できる範囲まで、対象を広げなければいけないのか。)</p>	<p>今回の法制化を行った趣旨を没却しないよう、特例規定に基づく個人情報の活用により、手を挙げた者（希望者）や名簿掲載に同意した者のみを対象とすることなく、要件を設定して作成いただきたい。</p> <p>(これまでの「関係機関共有方式」により補足することが可能だった範囲を前提とするということでお考えいただきたい。)</p>
6	<p>取組指針に名簿掲載対象者の例があるが、避難行動要支援者の定義、対象範囲は、各自治体の状況に応じて定めてよいのか。</p>	<p>例えば、聴覚障がい者であっても、視覚的に必要な情報を取得できれば避難行動をするため判断すること及び実際に避難行動をとることが可能となる方もいる。避難行動要支援者に該当するか否かは、改正災対法の施行通知 11 頁にも示したとおり、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断することとなる。</p> <p>※施行通知第二IV 5 (2) ①ア) にも示したとおり、要配慮者個人としての避難能力の有無については、主として、①警報や避難勧告・指示等の災害関連情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目して判断することが想定される。</p> <p>一方、避難支援の必要性については、例えば、同居親族等の有無や社会福祉施設等への入所の有無のほか、各市町村における浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の分布状況、災害関連情報の発信方法（緊急速報メール等の視覚情報での発信や外国語での発信など）等に着目して判断することが想定される。</p>

NO	質問事項	基本回答
7	要配慮者を把握することについて、市町村の福祉部局と防災部局で情報共有することになるが、共有する情報の種類や避難支援の要否等については、自治体が決めることと解釈してよいか。	改正法に定める個人情報の目的外利用は、あくまで避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度において内部での利用を認めるものであるため、その範囲において自治体でどのような情報が必要なのかを適切にご判断いただきたい。
8	国として避難行動要支援者の範囲を規定することは考えていないか。国が要件を示さないことで、自治体間で対象要件に差が出たとしても、自治体ごとの判断として理解して良いか。	平成 24 年度に有識者や当事者、関係者省庁等も入った中で取りまとめた報告書において、一つの例はお示ししているが、国として要件に関する統一の基準を設けることは考えていない。 避難行動要支援者の要件については、各自治体の状況や予測される災害等を踏まえ、地域防災計画の中で規定していただくことになるため、各自治体間の判断に委ねることになる。
9	自治体で要件を設定するに当たり、内閣府が平成 25 年 8 月に策定した取組指針 p. 17 に「形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる仕組み」とあるが、これも要件とする場合、住民にどのように周知したらよいか。	自治体においては、まずは形式要件に該当する方を避難行動要支援者名簿に掲載していただくことになるが、要件に該当しない方も名簿掲載者とする場合、従来の手上げ方式等も名簿登録対象者とするを地域防災計画の要件として定め、周知を図って頂きたい。
10	平成 26 年 4 月 1 日の法律施行とともに名簿の作成及び提供、提供に係る同意が取得されていなければならないか。時期等の目安はあるのか。	施行日である平成 26 年 4 月 1 日以降、改正法に基づく個人情報利用の特例規定を適切に活用し、迅速に作成等を行っていただきたい。

NO	質問事項	基本回答
1 1	現在の災害時要援護者名簿を提供することについて本人同意を既に得ているが、改正法の施行後に、再度、同意を得る必要があるか。	<p>これまでと異なり、法律に基づいて行う名簿情報の提供となること、名簿情報の提供を受けた者に対しては、法律に基づく秘密保持義務が課せられることを踏まえ、名簿情報の提供を行うために、改めて「同意」を得る必要がある。</p> <p>なお、施行通知第一IV 5（6）において、「また、改正法の施行の際現に名簿情報を外部の避難支援等関係者に提供している場合には、当該名簿情報を受領した個人に対して本法に基づく秘密保持義務が課せられるよう、改正法の施行後に改めて名簿情報の提供を行い、法律に基づく義務が発生する日が明確になるよう取り計らわれたい。」としているところ。</p>
1 2	<p>施行通知の「また、改正法の施行の際現に名簿情報を外部の避難支援等関係者に提供している場合には、当該名簿情報を受領した個人に対して本法に基づく秘密保持義務が課せられるよう、改正法の施行後に改めて名簿情報の提供を行い、法律に基づく義務が発生する日が明確になるよう取り計らわれたい。」という内容は、提供を受ける避難支援等関係者を対象に書かれたものであり、同意を取り直す必要があるということの直接の根拠ではないのではないか。国から別に通知を出すなど、根拠を明確にさせていただいた方がいいのではないか。</p>	改正法の公布とあわせて発出している施行通知の文言としては提供にしか言及していないが、法律上も、提供に当たっては同意を得ていることが必須であり、同意と提供は一体的なものであると解していることから、改正法の施行後に改めて名簿情報の提供を行うためには、法に基づいて名簿を提供するための同意を改めて得ることが必要になると解釈していただきたい。

NO	質問事項	基本回答
1 3	現在の災害時要援護者名簿の運用として、民生委員に様々な方法で情報提供をしている場合でも、同じ方法で改めて同意を得て情報提供する必要があるか。	改正法第 49 条の 11 第 2 項に則り、市町村が名簿情報を外部提供するに際しては、本人同意を得た上で提供することとなり、これは民生委員であっても同様である。 ただし、施行通知にあるように、条例等による特例措置を設けている場合には、改めて本人の同意を得ることは要しない。
1 4	避難行動要支援者対象者全員に郵送で同意確認を行う際、返信がない場合に不同意として扱うのか、市とし連絡を取り続けるのか。どちらがよいのか	「同意」「不同意」の判断について、各自治体として説明責任が果たせるよう、方法や様式等を工夫して対応いただきたい。
1 5	同意を取る作業は、市町村職員が直接、または、郵送で確認するとのことであり、市町村の負担が大きい。民生委員を活用することは可能か。または、民生委員の力を借りることが難しい場合等の他自治体の取組例はいかがか。	改正法第 49 条の 11 第 2 項に則り、市町村が名簿情報を外部提供するに際しては、本人同意を得た上で提供することとなり、これは民生委員であっても同様である。 ただし、施行通知にあるように、条例等による特例措置を設けている場合には、改めて本人の同意を得ることは要しない。そのため、自治体においては郵送等により直接同意の確認を行っていただくよう、様式を含め、工夫していただきたい。
1 6	同意確認は名簿更新のたびに実施しなければならないか。	取組指針の様式例等も参考に、名簿更新時の本人の同意確認について、その具体的な方法を各自治体で検討いただきたい。
1 7	一番最初に名簿を作成するときには、名簿に掲載されることに対して同意を確認する必要があるか。	名簿を作成するに当たっては、名簿掲載への本人の同意は不要である。

NO	質問事項	基本回答
18	避難行動要援護者名簿の更新について、対象者の転居等に合わせ更新することは、行政としては情報を持っていても、適時反映させることは難しいが、どのように対応すれば良いか。	死亡、転居等の把握はリアルタイムで把握可能だが、入所・入院等はリアルタイムで把握することは難しいため、1年や半年等に1度の期間で名簿情報を更新する際に反映して頂くことが良いのではないかと考えている。
19	作成した名簿については、外部提供の同意が得られた方については全て提供することになるのか。	外部提供に同意を得られた名簿情報については、第49条の11第2項に基づき、避難支援等関係者に提供することが市町村の義務となる。
20	不同意者への支援について、例えば、自主防災組織、自治会の区域単位に避難勧告等を発令する場合、区域の一部が浸水する場合、情報提供可能か教えて欲しい。	取組指針の内容等を踏まえ、その運用に当たっては、自治体ごとに被害状況や地域特性等を総合的に勘案し、生命・身体に危険があると考えられる区域が対象となるとご判断いただきたい。
21	作成した名簿を提供をするにあたっては、受け取りを拒否する人や、自治会、自主防災組織がある。受け取れない理由は、災害時に避難行動要支援者への対応ができないという回答や名簿だけもらっても管理しきれないとのことである。法改正を踏まえ、提供を推進するが、受け取りの義務は法の中には示されていない。強制力があつた方が自治体としては進めやすいという考え方もあるが、名簿の提供を進めるにあたっての考え方を伺いたい。	避難行動要支援者名簿の提供を受け、実効性のある避難支援等の実施が見込まれる団体や個人について、その理解と協力を得た上で、避難支援等関係者に位置付け、避難行動要支援者名簿の提供を行っていただきたい。
22	介護事業者、自主防災協議会、防災士などを避難支援等関係者（名簿情報の提供先）として考えてよいか。	避難支援等関係者として誰を位置付けるかは、各自治体で異なると考えており、一律に規定はしていない。各自治体で適切と考える団体や個人を地域防災計画において避難支援等関係者として位置付けていただくことで名簿情報の提供先とすることが可能となる。また、その役割等は、各市町村で相談し、適切に判断いただきたいと考える。

NO	質問事項	基本回答
2 3	民生委員等の他、自治会に名簿情報を提供している。現在は、自治会に秘密保持に関する誓約書を書いてもらっている。ただし、一部の自治会から、「依頼されてやっているのに、何で誓約書を要求されるのか」との意見が出ていた。今回の法改正により、自治会に対し、改めて誓約書をとらなくてよいとの解釈でよいか。	今回の法改正により、「名簿を利用して避難支援等の実施に携わる者」に対し、法律に規定する秘密保持の義務がかかる。 ただし、本規定が誓約書を取る・取らないを規定するものではなく、貴自治体において第 49 条の 12 の名簿情報を提供する場合の配慮として必要かを判断いただきたい。
2 4	名簿情報の提供について、災対法改正にあたって関係省庁との調整は行っているのか。例えば、警察等にこれから話を持って行った場合に、協力が得られるかどうか。	改正法の内容については、政府内関係省庁と協議・周知の上で進めている。ただし、実際に警察等を避難支援等関係者に定める場合には、各自治体においても調整の上、進めていただきたい
2 5	自治体の個人情報保護条例に、例外規定として、個人情報保護審議会の意見を聴いた場合は本人の同意を得ることなく個人情報の外部提供を許可するといった規定がある。その場合、改めて別途条例の中で定めなくて、既存の保護条例を適用するということで問題ないか。	施行通知において、条例による特例措置 (P. 17) として、「名簿情報の事前提供は、本人同意を前提としているが、より積極的に避難支援を実効あるものとする等の観点から、自治体が条例で特に定める場合については、同意を要しないこととした。 このような特例措置としては、外部提供について同意を不要とする旨を条例上明文で根拠を設けてある場合のほか、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき」のように、個人情報保護条例上の他の規定を根拠とする場合についても、本項にいう「条例に特別の定めがある場合」に該当することとしている。
2 6	災対法改正に伴い、名簿作成関係で郵送やシステム関係等の経費が予想されるが、財政的措置はあるのか	避難行動要支援者名簿の作成・活用に要する経費については、地方交付税措置を講じることとしている。

NO	質問事項	基本回答
27	<p>秘密保持義務について、改正法第49条の13に罰則があるか。</p>	<p>名簿情報の提供先として想定される者のうち、職務として避難支援等に携わる消防機関、警察機関等には地方公務員法の中で罰則が設けられている。一方で、自主防災協議会の構成員など、職務でなく、善意に基づく無償の協力者に、名簿情報の受領等で過度な心理的負担を課すことは、共助支援の裾野を広げる考えに反するので、守秘義務違反の罰則は設けていない。ただし、この場合においても、名簿情報が漏えいして、例えば、民事上の損害賠償が提起された場合には、改正法第49条の13の義務違反が不法行為の認定根拠となり得るので留意頂きたい。</p>
28	<p>名簿情報の漏えい防止については、改正法第49条の12だけで十分な対応と考えているか。</p>	<p>改正法第49条の12は、名簿情報を提供する場合の取扱いについて、名簿情報の受領者に対する守秘義務（改正法第49条の13）と両輪をなすものとして、市町村長に対し、名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講じることを名簿情報の提供先に対し求めるなど、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるよう努めることを義務付けたものであり、これによりその適正管理に万全を期するものである。</p>
29	<p>不同意者の避難支援（発災時における、名簿情報の外部提供）について、努力規定であって、義務ではないかを教えてほしい。</p>	<p>改正法第49条の11第3項は災害が発生し、又は発生のおそれがある場合であって、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者の同意を得ることを要せずに、名簿情報を外部提供できることを定めたもので、提供義務ではない。</p>



NO	質問事項	基本回答
30	避難支援等を実施するに当たって、安全確保の関係として、避難行動要支援者や避難支援等関係者への補償制度はあるか。	名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者（公務災害補償等の対象者を除く。）が、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難支援等を実施するため緊急の必要があると認められるときに、避難支援等に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、災対法第65条第1項、第84条第1項に基づき損害補償の対象となる。一方で、避難行動要支援者は、損害補償の対象となるものではない。なお、現在損保関係者において、避難支援等関係者及び避難行動要支援者が被った傷害事故（従来の災害弔慰金及び災害障害見舞金の対象とならないもの）を保障対象とした新たな保険制度を整備したと聞いている。
31	内閣府が平成25年8月に策定した取組指針 p18 に記載されている避難行動要支援者名簿の記載事項については、事前に掲載対象者に対し記載内容を説明し同意を得た上で、施行後に関係機関へ共有することについて同意を得る等の確認が必要か。	避難行動要支援者名簿の記載事項については改正法第49条の10第2項において定める法定事項であることから、事前に掲載内容について掲載対象者に同意を得ることについては義務とはしていない。
32	避難行動要支援者名簿の作成に当たって個人番号（マイナンバー）を活用することを想定しているか。	避難行動要支援者名簿の作成に当たって個人番号（マイナンバー）を利用することは想定していない。 一方で、今回の法改正において、名簿の作成・利用に当たって必要な個人情報の利用に関し、個人情報保護条例の特例となる規定を設けたところである。

NO	質問事項	基本回答
3 3	福祉避難所の周知については、現在もホームページで周知しているところであるが、設備内容等詳細な施設情報までは周知していない。例示されている収容人数等は必ず周知すべき事項なのか。	指定避難所を指定した際における住民への周知については、法令上特定の方法・内容を義務付けているものではなく、各市町村における運用に委ねられている。避難所取組指針で示している例示（周知を義務付けるものではない）等を参考に、地域における実情等を踏まえ、具体的にどのように周知を図っていくかについて、各市町村において御検討いただきたい。
3 4	福祉避難室のスペースについては、必ず独立した部屋でなければならないのか。	必要な場合に、要介護高齢者、乳幼児世帯、障がい者世帯、感染症患者等に対応できるものとして、基本的には、例えば学校における教室、保健室の活用などを含め、要配慮者のために区画された部屋を活用することが望ましいと考えている。
3 5	①福祉避難所は指定避難所の一つとして位置づけられているが、その指定避難所としての基準は施行令第 20 条の 6 第 1 項から第 6 項までのすべての要件を満たしていなければならないのか。②また、そうである場合、同条第 3 項の「想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること」というのはどの程度を指すのか。	①指定避難所として福祉避難所を指定するに際しては、施行令第 20 条の 6 第 1 号から第 5 号までの全ての要件を満たす必要がある。②同条第 3 項の「想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること」については、二次避難を避けるべきとの観点から、例えば・水防法に規定する浸水想定区域・土砂災害防止法に規定する土砂災害警戒区域・津波防災地域づくり法に規定する津波災害警戒区域等の個別法における指定区域や、個別法に基づくことなく独自に定められている土砂災害危険箇所等を参考に、極力、こうした区域の外にある施設を指定することが望ましいと考えている。
3 6	法定の名簿とは別に、災対法施行前から作成している災害時要援護者名簿を、災害等で必要が生じた場合に活用しても良いか。それとも既存の災害時要援護者登録制度は廃止したうえで、法定の名簿作成を進めるべきか。	法施行をもって、これまで市町村等において独自に作成していたいわゆる「災害時要援護者名簿」等が失効するわけではなく、あくまでも、各市町村が要綱や計画に定めていた目的の範囲内になるが、それを活用することは妨げるものではない。

NO	質問事項	基本回答
37	地域防災計画の改定は防災会議等の手続きに時間を要することから、地域防災計画改定前に作成した名簿を、法定の名簿と位置付けることは可能か。（名簿の内容は災対法で定める内容を網羅している。）	災対法では「地域防災計画の定めるところにより」避難行動要支援者名簿を作成することとなるため、地域防災計画の改定前の名簿を法定の避難行動要支援者名簿と位置付けることはできない。一方で、施行通知のIV5(6)にあるとおり、当該名簿の内容が改正災対法に基づき作成される避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当しているのであれば、地域防災計画に規定することにより、災対法第49条の10に基づく法定の名簿と位置付けることは可能である。
38	災対法第49条の10第1項は「当該市町村に居住する」と規定しているが、これは住民基本台帳への登録の有無に関わらず、実際に生活している者で、当該市町村の地域防災計画に定める避難行動要支援者に該当する場合は、避難行動要支援者名簿に掲載する必要があるか。	災対法第49条の10第1項では「当該市町村に居住する要配慮者」は、住民基本台帳に記載されている当該町村の住所に居住している住民だけでなく、講学上の住所であるか居所（人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接ではなく、生活の本拠というまでには至らない場所）であるかを問わず、当該市町村内に居住する住民が対象となるため、避難行動要支援者名簿に掲載いただくこととなる。
39	災対法第49条の10第2項の掲載事項として「電話番号その他の連絡先」とあるが、名簿掲載者が連絡手段を所持していない場合は空白でも良いか。	「その他の連絡先」というのは、緊急連絡先となり得る、例えば近隣の親族や世話人、寮の管理人や介護者等、名簿掲載者に災害情報や安否確認等のため、何らかの連絡が取れる連絡先を書いていただくものであり、必ずしも本人の所有する通信手段に限るわけではないので、何らかの連絡先等を記載していただく必要がある。

NO	質問事項	基本回答
40	同意の取得を、業務委託契約により民生委員やNPO、事業者等に依頼することは可能か。	災害対策基本法第49条の1第1項は、避難支援等の実施に必要な限度で市町村が名簿情報を内部利用できるよう規定しており、内部において具体的に想定される名簿情報の利用用途として、名簿情報の外部提供に関する本人同意を得るための連絡等がある。この内部利用は、地方自治法第158条第1項の規定により市町村長の権限に属せられた事務を分掌させるために設けられた「内部組織」の間での相互利用を指すものであり、各市町村において具体的にどの機関が内部組織に該当するかは、例えば、当該市町村の個人情報保護条例に規定する「実施機関」の区分において、市町村長とは別の実施機関として列挙されている主体については、内部組織に含まれないと解するのが適当と考えられる。そのため、業務委託という形式が可能かどうかは災対法で判断できるものではなく、あくまで、各市町村の組織規定、個人情報保護条例等を勘案して判断いただくものである。
41	郵送によって、避難行動要支援者本人に対し、名簿の外部提供に関する同意を確認する際、「返信がない場合には、同意とみなす」という、いわゆる「逆手上げ方式」を採用することは可能か。	取組指針（21頁）にもあるように、「本人が実質的に同意していると判断できること」が重要であり、実施主体たる市町村において、本人が同意していると判断できるよう、その方法を含め整理していただく必要がある。（いわゆる「逆手上げ方式」が適法かどうかを判断するものではない。）

NO	質問事項	基本回答
4 2	いわゆる「逆手上げ方式」を採用する場合、条例を定めたり、地域防災計画に規定する必要があるか。	名簿の作成・活用については、地域防災計画の定めるところにより実施することとしており、重要事項として同計画に定めることが必要と考えられる事項については、その具体例を取組指針P 1 3にお示ししている。必ずしも別途条例を定めることが求められるわけではない。同意の取得方法をどうするかといった詳細については、地域防災計画に規定することも可能であるが、逆に規定しなければいけないというものはなく、全体計画に委ねる等の対応することも可能である（また、同意を取る際の様式の書き方等を工夫する等の対応でも可能）。
4 3	災害対策基本法第49条の11第3項で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、本人の同意なしに名簿を提供できるとあるが、災対法に基づく名簿ではない、いわゆる「災害時要援護者名簿」等しか市町が持っていない場合も、上記の規定に基づき、名簿を提供することは可能か。	災対法第49条の11第3項に定める名簿の提供は、同法に基づく名簿の場合のみである。一方で、これまで市町村において整備している法施行前の名簿については、その目的の範囲内で、関連の市町村の条例等に従って活用することとなる。
4 4	避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者が平常時から避難支援等の応援を求めために、本人の同意を得た上で、地域防災計画に定めていない地域の支援者に名簿情報を再提供することは可能か。	避難行動要支援者名簿の提供は、原則として、市町村が本人から同意を得て、地域防災計画に定める避難支援等関係者に提供するものである。一方で、避難支援等の応援を得ることを目的に、避難支援等関係者が、本人の同意を得た上で、災害が現に発生していない平常時から地域防災計画に定める避難支援等関係者でない者に名簿情報を提供することについては、市町村の個人情報保護条例等の規定に則り判断して頂くことになる。なお、その場合には、こうした提供先には災対法第49条の13の秘密保持義務が課せられないため、個人情報の取り扱いを巡り、要支援者との間で何らかのトラブルが生じないように、十分に注意していただきたい。

NO	質問事項	基本回答
4 5	名簿情報を外部提供することに同意が得られなければ、個別計画は作成できないのか。	同意が得られなかった者については、市町村が直接、第49条の11第1項に基づき、名簿情報を活用して個別計画を作成し、補完することが想定される（避難支援等関係者を交えて作成するということになるため、名簿が外部提供されていることが前提になるため、その同意が得られていない段階では避難支援等関係者を交えて作成することはできない。）。
4 6	個別計画には、どこまで詳しく書き込む必要があるか。	取組指針（37頁）に様式例を掲載しているので参考にしていきたい。なお、こちらの様式はあくまでも一例なので、地域や避難行動要支援者の実情に応じて、計画に盛り込む情報を加えることが可能。また、逆に、必ずしも一律の様式を作成することが必須ではなく、避難行動要支援者の意向も踏まえてあえて最低限の情報に絞って記載したり、手書きの地図で対応するなど、可能な範囲で今すぐできる個別計画として、様式にとらわれずに作成することも可能であるので、市町村において工夫して頂きたい。
4 7	重度の認知症や障害等で理解が困難な人については法定代理人から同意を得ることができると理解しているが、ある程度進行した認知症などで理解が不十分になるとみられる人について、同居の家族等から同意を得ることも可能か。	取組指針（21頁）で、重度の認知症等で判断能力が十分でない人については、親権者や法定代理人等から同意を得ることも差支えないとしている。この「親権者や法定代理人等」は、特定の者を想定しているわけではなく、同居の家族等を含め、本人の利益を守る観点から実質的に判断できる者であれば、避難行動要支援者本人に代わり、同意・不同意の判断を行う主体として差支えないものと考えている。

NO	質問事項	基本回答
48	<p>名簿情報の外部提供に係る本人の同意の意志確認については、民生委員等に委任できないとのことだが、民生委員等に協力をお願いできることについて教えてほしい。</p>	<p>民生委員等の協力を得ることのできる範囲として、日ごろの活動や業務等の中で接することのできる「要配慮者」（やその家族等）に対して、制度周知等を行うことが考えられる。民生委員等が、高齢者等の「要配慮者」を訪問した際に、市町村から名簿情報の避難支援等関係者への提供についての同意を求める文書が郵送されてくる場合があること等についての周知や、避難行動要支援者名簿制度について不明な点や趣旨の説明（※）、名簿情報の外部提供に同意することによるメリットの説明等を行って頂くことが考えられる。（※）市町村に対して詳細説明を求めることもできることについての周知を含む。これらの活動により、①避難行動要支援者が、市町村から、名簿情報を平常時から避難支援等関係者に提供することについての同意の意思確認に係る連絡を受けた際、十分な制度趣旨の理解に基づき、同意するかどうかの選択ができることとなり、回答率や同意率の向上が図られること、②市町村が、名簿への掲載要件として、自ら名簿への掲載を求めた者も含むことを地域防災計画に規定している場合には、名簿掲載の形式要件から漏れてしまった方で、避難支援を必要とする方が、そのことを理解した上で自ら名簿への掲載を求めるきっかけを提供することが可能となることなどが期待される。</p>

NO	質問事項	基本回答
49	<p>平常時からの名簿情報の外部提供について同意していない人の名簿情報の災害発生時の外部提供について、災害発生時は行政の機能が一時的に麻痺し、迅速に名簿情報を外部提供することが困難となることも考えられるため、平常時にあらかじめ封をした状態で避難支援等関係者に名簿を渡しておき、災害時に封を開けてもらうことで外部提供とし、避難支援等に当たってもらうこととしても良いか。</p>	<p>災害発生時の名簿情報の提供の方法について、災害発生時に適切に避難支援等関係者に情報提供できるよう、市町村において地域の実情等を踏まえ判断していただきたい。</p>
50	<p>災対法施行から半年以上が経過している中、現時点（平成26年度末）で名簿未作成の市町村に対して、今後、名簿の早急な整備のため、一層の取組強化を助言していくにあたり、名簿の作成及び地域防災計画の修正の期限について確認したい。</p>	<p>現時点（平成26年度末）で名簿未作成の市町村については、①平成25年6月の法の成立から約1年半、平成26年4月1日の法の施行からすでに半年以上を経過していること、②法第42条1項の規定に基づき、市町村防災会議は、毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないとされていること等を踏まえ、遅くとも平成26年度末までに、名簿の作成に係る業務を完了するとともに、地域防災計画を修正し、名簿に関する規定を設けていただきたい。</p>

※QAの内容については、内閣府・消防庁が作成（H26.1）した「避難行動要支援者対策及び避難所における良好な生活環境対策に関するブロック会議における質疑応答集」及び「「災害対策基本法等の一部を改正する法律等に係る質疑応答」、「質疑応答を受けての再質問等を踏まえて作成したもの」、「4月1日の災対法施行以降、寄せられた質問等」から抜粋